

第 1 回長岡市・栃尾市合併協議会

会 議 録

第1回長岡市・栃尾市合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日時 平成17年1月26日(水) 午前10時
- ・場所 長岡市役所 大会議室

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	馬場潤一郎	二澤 和夫	外山 康男
小熊 正志	大地 正幸	平林 豊作	諸橋 虎雄
稲田 育彦	藤崎 徳康	鯉江 康正	

以上11名

(欠席委員の氏名)

田村 巖	朝日 由香	豊口 協	阿部 誠一
------	-------	------	-------

4名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

長岡市・栃尾市合併協議会

事務局（北谷）

定刻となりましたので、ただいまから第1回長岡市・栃尾市合併協議会を開催させていただきます。私、事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

このたび長岡市・栃尾市合併協議会の会長に選任されました長岡市長の森でございます。

この協議会の設置に当たりまして、既に1月7日の準備会合を行っております。両市の議会議決を得まして、1月21日に法定合併協議会設置の協議書を取り交わし、正式に発足したわけでございますが、1月7日の段階で同様の委員の皆さんでかなり突っ込んだ議論をしております。そういう意味では、本日の協議会の前はかなり議論を重ねた上での協議会ということになっているわけでございます。

前回の1月7日の準備会合の議論を踏まえまして、今後とも議論を進めていくわけでございますが、この長岡地域にとりまして、よりよい結論が出ますように、委員各位のご協力をいただきたいと思います、こう思います。よろしくお願いいたします。

事務局（北谷）

続きまして、馬場副会長より一言ごあいさつをお願いいたします。

副会長（馬場潤一郎）

おはようございます。馬場でございます。

このたび副会長ということで、また皆様方と一緒に、森会長と当時に長岡市と栃尾市とよき合併ができますように一生懸命努力させていただきたいと思っております。

基本的なことにつきましては、いろいろな今までの経過の中で私どもも十分承知をしてきたことが多いわけですが、新たなまた建設計画も含む最終的な取りまとめのために皆様方のご協力を何分よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日は、田村委員、朝日委員、豊口委員、阿部委員がご欠席でございますが、過半数以上の出席がございますので、規程に基づきまして会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の資料の確認をお願いしたいと思います。まず、事前に配付いたしました資料で、次第、第1回会議資料報告編、第1回会議資料議案編でございます。また、本日の配付資料として、お手元に協議会委員名簿をお配りしてございます。資料は以上でございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、規約の規定に基づきまして、会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速ではございますが、これより議事に入りたいと思います。

まず、委員の紹介でございますが、事務局からお願いいたします。

事務局（北谷）

本日出席の委員の皆様方をご紹介します。

恐れ入りますが、ご紹介されました方につきましては、自席にてご起立をお願いいたします。

初めに、会長の森長岡市長でございます。続いて、副会長の馬場栃尾市長でございます。

次の委員からは、市町村ごとにご紹介をいたします。長岡市の委員を紹介します。小熊長岡市議会議長でございます。大地長岡市議会市町村合併調査研究委員会委員長でございます。そして、二澤長岡市助役でございます。

続いて、栃尾市の委員を紹介します。平林栃尾市議会議長でございます。諸橋栃尾市議会合併対策特別委員会委員長でございます。住民代表の稲田様でございます。同じく藤崎様でございます。そして、外山栃尾市助役でございます。

最後に、学識経験者の委員を紹介します。鯉江長岡大学助教授様でございます。

ありがとうございました。

以上で委員紹介を終了させていただきます。

また、長岡地域合併協議会の構成市町村からもオブザーバーとして出席していただいております。

議長（森 民夫）

それでは次に、報告事項に移りたいと思います。

報告事項、第1号から第7号まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（高橋）

それでは、お配りしてあります第1回会議資料のうちの報告編をお出しく下さい。第1号から第7号まで一括して説明をいたしますが、会議資料は事前にごらんをいただいておりますので、主要な部分を中心に説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず、報告第1号、1ページでございます。長岡市・栃尾市合併協議会規約及び協議書についてでございます。

内容は、3ページから始まっております。この規約につきましては、合併協議を進めるに当たっての基本事項を規約としてまとめたものでございまして、それぞれ担当事務、組織、委員、会議の運営などについて定めたものでございます。

また、1枚おめくりいただきまして、5ページの一番最後でございます。附則がございまして、施行日をここで定めることになっております。告示の日から施行するとなっておりますが、1月21日告示をしておりますので、1月21日から施行するという考え方でございます。

また1枚おめくりいただきまして、6ページです。長岡市・栃尾市合併協議会設置に関する協議書で

すが、これはそれぞれの議会で議決を受け、正式に協議会が設置されたことを証するものとして両市で協議書を取り交わしたものでございます。原本は、それぞれの市で1通ずつ保管をしております。

7ページです。長岡市・栃尾市合併協議会規約に関する協議書でございます。これは、規約の中で両市の長が協議の上、定めることとなる事項が決まっておりますので、その事項について定めたものでございます。第1条では会長、副会長を定めております。第2条で学識経験を有する者、第5条で監査委員を定めております。学識経験を有する者と監査委員につきましては、またおめくりいただきますと、9ページに表がございます。別表の中でこのように定めさせていただいております。

続いて、11ページ、報告第2号でございますが、ここからは協議会の全体の組織体制にかかわる規定でございますので、まず全体を簡単に説明をさせていただきます。一番最後のページになります35ページをお開きください。長岡市・栃尾市合併協議会組織体制という図でございます。組織体系図がございます。説明いたしますが、まず左上に合併協議会の本体がございます。委員は全員で15人でございます。

そして、この合併協議会の本体のすぐ下に幹事会がございます。幹事会は、合併協議をするに当たっての最終的な議案の調整、関係資料の調整を幹事会で行うことになっております。両市の助役、合併担当の理事、合併担当課長などで構成をしております。

それから、幹事会の下に分科会というのがございます。32分科会というのがございますが、これは両市の担当課長及び課員で構成をしております。より専門的な事務レベルの調査検討を行うための組織でございます。幹事会の指示を受けて調査検討を行い、幹事会にお諮りをして、最終的に協議会に議題として上げていくという考え方でございます。

そして、一番右側の中ほどに事務局というのがございます。事務局、私どもでございますが、長岡市と栃尾市の職員で事務局を構成をしております。合併協議会本体、幹事会、分科会、それぞれ事務局の方で連絡調整をとりながら、全体のサポートをしていくということでございます。

なお、合併協議会本体のすぐ右下にオブザーバー5人というのを書いてございますが、これは長岡地域合併協議会の長岡市以外の方たち、代表の方たちから合併協議の内容についてご承知していただく必要がございますので、オブザーバーとして参加をしていただくという考え方でございます。この部分については後ほど説明をいたします。

組織体制の全体については以上でございます。

恐縮でございます。また、11ページにお戻りください。報告第2号でございますが、ただいま説明しました幹事会について規程として定めたものがこれでございます。内容は13ページ、14ページでございます。

それから、15ページの報告第3号でございます。長岡市・栃尾市合併協議会分科会規程でございます。これにつきましても、今ほど説明いたしました分科会について必要な事項を定めたものでございます。内容は、17ページ、18ページでございます。18ページには32の分科会、それぞれ個別の名称が掲載をされております。

それから、19ページ、報告第4号でございます。ここにつきましても、今ほど説明いたしました事務局についての必要事項を規程として定めたものでございます。内容は、21ページから23ページでございます。

次に、25ページ、報告第5号でございます。長岡市・栃尾市合併協議会財務規程でございます。財務規程につきましては、協議会を運営するに当たって必要な財務関係の事項を規程として定めたものでございます。基本的には、長岡市の財務の内容に一致する形の規程として全体をまとめております。内容につきましては、27ページ、28ページでございます。

次に、29ページでございます。報告第6号長岡市・栃尾市合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程でございます。1枚おめくりいただきますと、31ページに内容がございますが、協議会委員の皆様へ報償費、費用弁償をお支払いする、その根拠と金額について定めたものでございます。委員の皆様へお支払いをさせていただきます報償費の金額は、日額で9,100円と定めているものでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、33ページ、報告第7号は、先ほど説明いたしました組織体制でございますので、説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。これにつきましては、1月7日の準備会で一度説明しておりまして、委員の皆さん、お聞きになっているのもなかなか大変だったと思いますが、特にまたその後ご質問等がございますか。よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。それでは、報告事項でございますので、この辺にとどめまして、次に協議事項に移りたいと思います。

まず、議案第1号から第3号までの議案を一括して協議させていただきます。

これにつきましては、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、会議資料のうちの議案編の方をお出してください。

1ページ、議案第1号でございます。長岡市・栃尾市合併協議会の会議の運営に関する規程でございます。これは、先ほど説明しました規約の中で会長が会議に諮り定めると決まっている事項がございますので、その内容について会議にお諮りするものでございます。内容は、3ページからでございます。これは、協議会の会議の運営に関する基本的な事項を定めたものでございます。

第5条、会議の進行というところをごらんください。会議の議事の基本的な考え方についてここで定めております。「会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するという考え方でございます。

次に、第6条、オブザーバーの参加でございますが、先ほどご説明したとおりでございます。長岡地域合併協議会構成市町村の長岡市以外の代表の方からオブザーバーとして会議に参加をしていただくことができるという規定を定めたものでございます。

次に、5ページ、議案第2号でございます。長岡市・栃尾市合併協議会小委員会規程についてでございます。内容は、7ページからでございます。小委員会でございますけれども、合併協議を進める際に専門的に調査、審議、細かいところまで行う必要がある場合が想定されますので、その場合に小委員会を設置することができるとしております。小委員会を設置する際に必要となる事項をこの規程の中でまとめたものでございます。

第3条の組織としまして、小委員会のメンバーでございますけれども、会長が指名する者をもって組織するとしております。

第4条で、小委員会には委員長と副委員長を置くということを定めております。

それから、第6条でございます。報告ということですが、委員長は小委員会における審議の経過及び結果について協議会に報告しなければならないということを義務づけております。

次に、9ページでございます。議案第3号です。長岡市・栃尾市合併協議会会議傍聴規程についてでございます。これは、協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるための規程でございます。本日既に傍聴の方からお入りをいただいておりますが、この規程を抜粋しました傍聴に当たっての注意事項を事前にお入りいただく前にお渡ししてございまして、この規程を守っていただくことを前提にお入りをいただいているということでございます。

内容でございます。11ページからですが、第4条で傍聴の手續、手續を経た上で傍聴をしていただくということ、それから第5条で傍聴席に入ることのできない方、協議の進行を妨げる方については傍聴できないというようなこと、それから傍聴人の守るべき事項を第6条で定めております。内容は、13ページまででございます。

議案第3号までについては以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、ご質問ございますでしょうか、あるいはご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、1号から3号までの議案につきましては、承認ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

それでは次に、議案第4号と第5号を一括して協議したいと思います。

資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（高橋）

それでは、15ページでございます。議案第4号 平成16年長岡市・栃尾市合併協議会事業計画についてでございます。内容は、17ページでございます。

事業計画でございますが、まず1番目です。会議の開催です。法定協議会、現在開かれている協議会ということでございますが、月1回程度開催をしたいというふうに考えております。

次に、小委員会、幹事会、分科会でございますが、小委員会につきましては、先ほど説明しましたとおり、協議会の指示により、より専門的に審議をしていくということでございますので、必要の都度開催をしたいと考えております。幹事会につきましては、協議会に提案いたします議案調整の場でございますので、協議会開催の前に幹事会を開催をしたいと考えております。分科会につきましては、幹事会の指示により詳細に事務的な整理をするわけですので、これにつきましても必要の都度開催をするという考え方でございます。

続いて、2番、広報広聴の実施でございますが、協議会の協議内容、結果について住民の方にお知らせをする義務が協議会にはございますので、協議会だよりを発行しまして、長岡市、栃尾市の全世帯に協議会だよりとして配布をしたいと考えているものでございます。

次に、(2)でございます。協議会ホームページですが、協議会だよりと同様に協議会の内容をホームページとして作成し、ホームページ上からもお知らせをしたいと考えるものでございます。さらに、ホームページでございますので、お知らせをするだけではなくて、さまざまな合併についてのご意見もいただけるような形のホームページにしたいというふうに考えております。

最後、3番でございます。協議期間ですが、平成17年3月までを目途とするということでございます。

1枚おめくりいただきますと、18ページに3月までを目途とした場合のスケジュールの概要が示されております。大体このようなスケジュールになるかと思っております。17年の1月から3月までの間に合併協議を終了し、その後調印、それぞれの議会で廃置分合の議決をし、県知事への申請まで、ここまでするまでを3月中に行いたいと考えるものでございます。県知事への申請が済みますと、その後県議会での議決、総務大臣への県からの届け出が必要となりますが、大体7月ころになるだろうと予想をしております。その後、総務大臣の告示が行われますが、恐らく8月になるだろうと想定をしております。総務大臣の告示後に実質的な合併の準備作業に入るわけですが、9月から合併の準備に入り、18年の3月までの間に合併の施行日を迎えたいと、これがスケジュールの概要でございます。

続きまして、19ページ、議案第5号でございます。平成16年度長岡市・栃尾市合併協議会予算についてでございます。内容については21ページからですが、21ページの総括で説明をさせていただきます。

総括のところに入りますが、歳入、歳出でございますが、協議会の全体の予算としましては、歳入、歳出ともに2,164万円で予算を組みたいというふうに考えております。予算の内容につきましては、長岡市、栃尾市のそ

それぞれの負担金、それから国からの補助金が500万円ございますので、これらを充てたいと考えているものでございます。

歳出は、大きく分けると会議費と事業推進費、それから予備費、この三つに区分をされております。会議費につきましては、現在開かれております協議会の会議を開催する経費、それから小委員会の会議の開催経費などが会議費として予算計上をしております。それから、事業推進費でございます。これは先ほどの事業計画の中で少し説明をいたしました、例えば協議会だよりであるとか、それからホームページの運営の経費、住民の方にお知らせをしていく広報広聴的な経費、それから建設計画を協議会の中で策定をしていくわけですが、職員がするよりも民間の方にお任せした方が効率的な部分も出てまいりますので、そういった部分については民間の方にお任せをしたいと思っております、そういった委託経費などがこの中に計上をされております。最後、3番、予備費でございますが、当初の計画の中で想定しなかったような事業が出てきた場合を考えて予備費を100万円計上しているものでございます。

詳細の内容につきましては、歳入は次のページの22ページ、歳出につきましては23ページ、24ページにそれぞれ説明を加えた形で掲載をしております。記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。この事業計画に基づきまして予算の執行をされるわけでございますが、特にご質問、ご意見ございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

大変忙しい事業計画でございますが、皆さんお忙しいと思いますが、よろしく願いをいたします。それでは、議案の4号及び5号につきましては、原案どおりでよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

それでは、いよいよ協議の内容に入っております。議案第6号と議案第7号は協定項目と、それから協議方針でございます。関係ございますので、一括して協議をしたいと思っております。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、25ページでございます。議案第6号 長岡市・栃尾市合併協議会の協定項目についてでございます。この議案につきましては、準備会合でお示しをさせていただいた上でご確認いただいたものと全く同様でございます。1番から21番、これらの項目について協議会で協議をし、協定書として最終的にまとめたものと、そういう項目でございます。

1枚おめくりいただきまして、27ページです。本議案の参考資料としてまとめたものでございまして、

これらの議案をそれぞれ1回目から3回目の協議会でどの回にどの議案をご審議いただくかということ
を案としてまとめたものでございます。基本的な考え方としまして、事務的にある程度の期間の整理が
必要なものについては、第2回目の協議会でご審議をいただきたいと考えております。それ以外のもの
につきましては、本日、第1回目の協議会でご審議をいただきたいと思っております。3回目の協議会
につきましては、全体の取りまとめの協議会と考えておりますので、主には建設計画の内容が主体にな
りますが、全体の取りまとめを第3回目ということで考えております。

次でございますが、29ページでございます。議案第7号 長岡市・栃尾市合併協議会の協定項目の協
議方針についてでございます。この議案につきましても、準備会合でご説明をさせていただいた上、ご
確認をいただいたものでございまして、内容についても全く同様でございます。合併協議会の協議方針
でございますが、「原則として、長岡地域合併協議会の協議結果を尊重するものとする。なお、合併の
期日及び新市建設計画の策定については、別途協議する」というものでございます。

そして、長岡地域合併協議会での協議結果がどのようなものであったかということですが、次の31ペ
ージに参考資料としてまとめてございますが、この内容につきましても事前準備会合の中で1番から21
番までご説明をしたとおりでございますので、本日は説明は割愛をさせていただきます。それから、こ
の概要の中で19番、各種事務事業の取扱い、それから21番、新市建設計画、これ別添となっております
が、議題と同時に既に栃尾の委員の皆様にはご送付をさせていただいておりますので、そんな形で
よろしくお願ひしたいと思います。

議案第7号までは以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。この第6号、第7号が基本方針でございまして、実は1月7日の準備会で
かなり突っ込んだ議論をしておりますので、説明の方は大分省略した説明になりまして、きょう初めて
聞いておられる方、特によくわかりにくいかもしれませんが、基本的な協議結果を尊重して進めるとい
うことで、これで決めますと主な項目が大体決まってくるような内容になっておりますけれども、改めま
して何か質問等、ご意見、あるいは何かございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

例えば栃尾市の場合は、定数特例でいきますと議員の特例の定数は4人ですね。それで、町名・字名
の取扱いのところでは栃尾市に当てはめると……これは次のとき議論すればいいのかな。そうですね、こ
れはとりあえず方針の協議だから。わかりました。次の8号から19号の議案のところでは、これはまた私
の方からも質問させていただきますが、今の協議の方針でございまして、特にございませぬでしょうか。
よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、議案第6号及び議案第7号につきましては、原案のとおり承認ということによろしくございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

それでは、議案第7号と非常に関係するわけでございますが、議案第8号から議案第19号まででございます。これにつきまして、一括して議題にしたいと思しますので、事務局から説明をお願いをしたいと思います。

事務局（高橋）

それでは、33ページ、議案第8号からでございます。合併の方式でございます。「栃尾市を廃し、その区域の全部を長岡市に編入する」、いわゆる編入合併の方式をとりたいという考え方でございます。

次に、35ページ、議案第9号でございます。新市の名称についてですが、「新市の名称は、長岡市とする」というものでございます。

続きまして、37ページ、議案第10号 新市の事務所の位置についてでございます。「新市の事務所の位置は、現長岡市役所の位置とする」というものでございます。

39ページ、議案第11号でございます。議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。「議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項に規定する定数特例を適用する。定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とする」。これについて説明を少し加えさせていただきます。41ページをお開きください。本議案の参考資料がございます。いわゆる定数特例という形をとるものでございますが、その際に栃尾市の区域に選挙区を設け、その選挙区における議会の議員の定数を定めることとなります。その定数は、4人ということとなります。これは、人口の比率により4人という数値が導き出されるものでございます。そして、その任期でございますが、先ほど申しましたとおり、長岡市の議会の議員の任期となりますが、具体的には平成19年の4月30日、ここまですべてをいわゆる定数特例で行い、その後は通常の選挙を行っていくという考え方でございます。

次に、43ページ、議案第12号でございます。地方税の取扱いについてでございます。基本的に長岡市の制度に統一をしていくわけですが、固定資産税の納期については合併年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一をしたいものでございます。これにつきましても、次のページ、45ページに参考資料がございますので、参考資料をごらんください。一番左肩に（1）、固定資産税と書いてございますが、実は固定資産税の納期が長岡地域と栃尾市さんで納期が違っております。長岡地域の調整方針が太い四角で囲まれた栃尾市さんのすぐ右側にございますが、「長岡市（中之島町、山古志村）の制度に統一する」とあります。実は、長岡市と中之島町、山古志村も納期が違っておまして、長岡地域合併協議会の協議方針では右の方に参考と書いてある中之島町と山古志村の納期、ごらんいただきますと第3期の納期が12月の16日から25日となっております。それに比較をいたしまして、栃尾市さんの

3期の納期をごらんいただきますと、11月16日から30日となっております。この部分が長岡地域の合併協議の結果と差がある部分でございます。したがって、先ほど申しましたとおり、合併年度は栃尾市さんの納期は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の納期に合わせる。つまり具体的には現在の中之島町さんと山古志村さんの納期に合わせていく、3期分の納期だけが変わると、こういう内容でございます。これが税の関係でございます。

次に、47ページをお開きください。議案第13号 一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。大きく二つに分かれておりますが、1番、「栃尾市の一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする」。2番、「職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする」。この内容を少し詳しくご説明をしている資料が次の49ページでございます。議案第13号の参考資料でございます。ダブる部分もございまして、1番としまして、職員の身分の引き継ぎについては合併の日において長岡市の職員として採用されるものとする。採用する形で身分を引き継ぐということでございます。2番、職員の職名については、長岡市の職制を基本として決定をするというものでございます。3番、職員の給与については、長岡市の制度を基本として決定するというものでございます。4番、職員の給料月額、合併の日の前日に受けていた給料月額を保障するというものでございます。下の方に16年の4月1日現在のそれぞれの市の職員数が参考として記載をされております。

次に、51ページ、議案第14号でございます。財産の取扱いについてでございます。財産の取り扱いについては、編入合併という方式でございますので、栃尾市の財産、財産は権利、義務、債権債務を含みます。それらは、すべて長岡市に引き継ぐものとするという考え方でございます。それでは、栃尾市さんの財産がどういうものがあるかということですが、次の53ページに参考資料としまして、基本的な財産を大きな区分として公有財産、物品、債権、基金、地方債・企業債残高、債務負担行為の翌年度以降の支出予定額というふうな大きな区分で区分けをしておりますが、これらのものを長岡市に財産として引き継ぐという考え方でございます。

次に、55ページ、議案第15号でございます。特別職の身分の取扱いについてでございます。「栃尾市の市長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとする」ということでございます。これは、合併の方式が編入合併という方式でございますので、合併の時点では栃尾市という法人格がなくなることになります。したがって、栃尾市さんのその職そのものがなくなるという考え方でございます。

次に、57ページでございます。議案第16号 組織機構及び支所の取扱いについてでございます。ここでは、新市における行政組織の基本的な機能及び枠組みについて議題として提案をするものでございます。1番ですが、「現在の長岡市役所を本庁とし、栃尾市役所をその行政区域を所管する支所とする」というものでございます。2番としまして、(1)から(8)までございまして、新市組織機構の整備

についての基本的な考え方をお示ししているものでございます。(1)にありますとおり、住民サービスの低下を来さないことなどを基本的な考え方として組織を整備をするものでございます。それから、3番ですが、当然のことですが、組織機構は段階的に再編、見直しを行うという考え方でございます。それから、4番、各行政委員会の取り扱いについては、関係法令等に基づき整備をするということでございます。行政委員会というのは、例えば教育委員会であるとか、農業委員会であるとか、そういう行政委員会のことを指しております。それから最後、5番ですが、附属機関等は原則として合併時に統合するものとする。そして、附属機関の内容でございますが、次の59ページ、60ページにそれぞれ長岡市、栃尾市、それから長岡地域合併協議会の関係町村の現時点での附属機関を個別に名称を記載をしております。

次に、61ページ、議案第17号でございます。条例・規則等の取扱いについてでございます。「条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容に係る条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする」ということでございます。これにつきましても、合併の方式が長岡市への編入合併という方式でございますので、栃尾市さんの法人格は合併時点ではなくなり、当然今までお持ちの条例、規則は失効することになります。したがって、栃尾市さんが現在持っておられる条例規則の中で必要な部分については調整をし、長岡市の条例、規則の中に引き継いでいくと、そういう形で整備をしていきたいというものでございます。

次に、63ページ、議案第18号 一部事務組合等の取扱いについてでございますが、これにつきましても、具体的な内容が65ページから記載してありますので、65ページをお開きください。長岡地域合併協議会の一部事務組合の取り扱いにつきましても、基本的な考え方としまして、新市の行政区域につきましてもは直接新市として行政事務を行いたいというのが基本的な考え方でございます。その考え方で、ただいま関係する一部事務組合と協議がある程度詰まっている部分、それからまだ協議中の部分がございますが、ここでは長岡地域の合併協議会の協議方針どおりにいった場合にどういう考え方になるかということで整理をさせていただいております。

1番の一部事務組合としまして、長岡地域広域行政組合、長岡地区旧伝染病院管理組合、新潟県長岡栃尾三古立寺泊老人ホーム組合、新潟県中越福祉事務組合、そして新潟県市町村総合事務組合等がございます。これらの組合に栃尾市さんは現在加入をされております。それで、合併時点でございますが、栃尾市さんとしては脱退をしていただき、長岡市としてそのまま継続加入をするような形で考えておりますので、実態として事務の影響はないと考えるものでございます。なお、新潟県市町村総合事務組合につきましても、その細かな内容が次の66ページにどういった事務を行っているかというのが記載をされております。

それから、67ページの協議会、土地開発公社ですが、長岡地区視聴覚ライブラリー協議会、そして長岡地域土地開発公社、いずれも栃尾市さんとして脱退をしていただいても長岡市は継続的に加入をしますので、実態としての事務はそのまま継続して行われるものでございます。

そして、69ページに現在長岡地域の合併協議会として一部事務組合の調整方針が出ておりまして、この方針で関係団体と協議を進めている、ある程度協議が固まっている部分もございますが、この内容で現在進んでいるということをご参考としてお示ししているものが、この69ページの参考資料でございます。

続きまして、71ページでございます。議案第19号 慣行の取扱いについてでございます。これにつきまして、次の73ページに一つずつまとめておりますので、73ページの表をごらんください。まず、市町村章・旗でございますが、それぞれ長岡市、栃尾市あるわけですが、長岡市の制度に統一をしたいものでございます。

次に、2番目です。市町村憲章・宣言でございます。これにつきましても長岡市、栃尾市それぞれあるわけですが、これについても長岡市の制度に統一をしたいと考えております。ただし、現行の栃尾市の憲章、宣言、これにつきましては、地域の憲章、宣言として継承したいというふうに考えるものでございます。

3番でございます。市町村の花、市の木ということでございますが、栃尾市さんの場合は該当がございませんので、長岡市の制度をそのまま使うという考え方でございます。

次の市の歌につきましても、栃尾市さんは歌は制定しておりませんので、長岡市の制度を引き継ぐという考え方でございます。

それから最後、5番の名誉市町村民、ここにつきましても栃尾市さん該当ございませんので、長岡市の制度をそのまま継続して使うという考え方でございます。

参考として74ページに長岡地域合併協議会構成団体の慣行の状況をまとめてございます。

議案第19号までについては、説明以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。そうすると、議案第6号で決めた協議事項、25ページのうち、今回決めないのは16の町名・字名の取扱いと各種事務事業の取扱いの具体的な項目と、地域自治の取扱いと新市建設計画ということになりますか。

「合併の期日」という声あり

議長（森 民夫）

合併の期日と、この五つが一括した8号から19号に入っていないくて、それ以外は今提案したということになりますね。

事務局（北谷）

細かい話ですが、手数料とか、その辺も次回には……

議長（森 民夫）

次回ね。各種事務事業の取扱いの話ですね。

事務局（高橋）

27ページに概要がまとめてございます。

議長（森 民夫）

今非常に盛りだくさんだったものですから、ちょっと整理をしようと思ひまして、27ページをごらんいただくと、今回提案したものと次回以降協議するものが一覧表に出ておりますので、参考にしてください。

ご質問、ご意見ございましたらばどうぞ。

はい、どうぞ。

委員（諸橋虎雄）

議案の第13号の一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。47ページ。

ここに定めてあることについては異論ございません。ただ、一つだけ、栃尾市議会として要望したいことがございます。ラスパイレス指数の状況を見ますと、平成16年の4月1日現在の一番新しいもので長岡市99.6、それから栃尾市91.0となっております、職員給与に格差がございます。合併の際は、これをそのまま引き継ぐということだそうでございますけれども、これがいつまでも続くようであると、やっぱり公正さに欠くのではないかと思います。諸般の事情を考えますと、合併当初はやむを得ないと思いますけれども、同一労働、同一賃金の原則、それから職員の労働意欲、そういったものなども考えますと、できるだけ早い機会に格差の是正を図っていただきたいということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（森 民夫）

多分ラスパイレス指数の違いにはいろいろ原因がございまして、例えば栃尾市さんの場合は部長職がなく、長岡市は部長職がありますから、そうなりますと恐らくその辺のことがラスパイレスに影響している可能性がございますですね。それで、長い間に栃尾市の職員の方で、例えば本庁の、長い間というか短期間かもしれませんが、部長さんになるようなときに、その部長に相当する給与をお支払いするようなことの中で平準化していく部分も一つあろうかなという気がいたします。ですから、給料表自体は同じ給料表を使っているわけです。出発点と最終点のカーブを見たときに、長岡市の場合は最終が部長職まであるわけですから、その分カーブが急になっておるといような要素もあるように思います。ですから、単純にラスパイレスで出てくる数字の分の格差が同じ年齢の人にあるとは必ずしも言えない部分もあろうかと思います。ですが、それは2年、3年、5年の間に人事をしていく中で、例えば同じ部署で同じ職についての方の給料に差があるのはやっぱりまずいんじゃないかというふうに私は思っていますから、それは時間をかける中で自然に平準化していくことでしょうか。ただし、一方その要望を入れたからといって、俗に言われているように合併したから栃尾市の職員の給与が急に上がるとかということにはならない。多分いろんな……給料表自体同じ給料表を使っているわけですから、そういうように思います。

ご要望についてはよく理解しているつもりですが、ちょっと今傍聴している方がいらっしゃるんで、

誤解のないように私がちょっと解説をしたということですけど。そういう要素もあってラスパイレスに差が出ている要素があるということです。職制に差がありまして。

委員（馬場潤一郎）

それについては、13号の取り扱いで公正にということで一応入っていますから……

議長（森 民夫）

その公正にということで心がけたいと思いますし……

委員（馬場潤一郎）

余り差が出ないような形のご配慮をしていただけたら……

議長（森 民夫）

差が出ないというか、役職が同じようになれば当然同じようになってしまうということを私は申し上げた上で、それがいわゆる一般の方が思っているように、合併したから急に職員の給与が上がる話とは違うんですよ。例えば栃尾市は最後課長さんで終わるわけですね。でも、その課長さんで今まで終わっていたのが、部長さんになった場合に当然給料は上がるわけですから、部長にふさわしい給料表を適用するわけですから、そういうような部分があるということだと思います。これは、だから諸橋さんに説明しているんじゃないくて、傍聴している方にちょっと私がそこへ説明しているような部分もございます。

ほかに。鯉江先生。

委員（鯉江康正）

確認ですが、先ほどの件と同じなんですけど、49ページの1番なんですけど、合併の日において長岡市の職員として採用されるんですけども、これ退職金等は引き継ぐんですよ、当然。この日に新たに入ったということじゃないですよ。その確認です。

議長（森 民夫）

退職金は、だけど旧市町村のときに退職をする、3月31日はそうだよ。だから、ことし退職する人のほとんどは、旧市町村のままで退職をされることになります。それで、栃尾市さんの場合は3月31日段階ではとにかく申請だけして、合併はその後になりますから、恐らく来年の3月に退職をされる方は新しい市で退職をするケースになると思います。その場合は、長岡市の制度で退職をしていただくと、こういうことになると思います。

事務局（北谷）

今鯉江委員のご質問は、栃尾市の職員が長岡市の職員として採用されるときに、一回栃尾市で退職金をもらうのかどうなのかということ……

委員（鯉江康正）

それも含めてなんですけど、だから例えば栃尾市で20年働いてきて、あと1年で長岡市で退職するという方がいたとしますよね。そうすると、長岡市には1年しか勤めていないんで、1年分の退職金しか

払わないよということではないですよという確認です。

議長（森 民夫）

いや、それは大丈夫でございます。

ほかにご質問等ございましょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、これにつきましては準備会でも議論しておりますので、第8号から19号までは一括して承認ということによろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、議案の第20号に移りたいと思います。関心の高い項目の一つじゃないかと思いますが、長岡地域合併協議会の特色でもございますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局（高橋）

77ページに長岡方式の地域自治ということで具体的に説明がございしますが、この部分についても実は準備会合でかなり詳しく説明をしたところではございますが、大事なところですので、少しご説明をさせていただきます。

最初に、長岡方式の地域自治のあり方ということで基本的な考え方をここで定めております。長岡方式の地域自治は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではないかと、中心部だけがよくなって周辺部が取り残されてしまうのではないかと、市役所や役場が遠くなり今より不便になるのではないかと、住民の声が行政に届きにくくなるのではないかとという地域の不安や住民の声を背景に提言されてきたものである。そこで、合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。このことから、長岡地域では各町村で力を入れてきた特色ある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の实情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである。基本的にこういう考え方で、長岡地域合併協議会の中で地域自治についてどうするかという議論を重ねてきたところでございます。

そして、内容でございますが、次の地域自治組織の設置期間からになります。おおむね10年間を設置したいというふうに考えております。そして、5年経過後に今までの成果の検証を行い、必要に応じ、見直しを行っていききたいというものでございます。

それから、地域自治組織の内容、仕組みでございますが、地域自治組織は支所と地域委員会、これらから成るという考え方でございます。そして、支所につきましては支所機能を1番として、(1)から(3)番まで業務の内容をまとめております。次の78ページに本庁舎とそれぞれの支所、それからそれぞれの支所が含まれる地域自治組織について、組織のイメージとして図であらわしております。これが

中段まである図でございます。

それから、2番でございます。支所長の位置づけですが、身分は部長級の一般職の職員とするということです。(2)、選任の方法ですが、市長が選任をするという考え方です。(3)、支所長の職務ですが、当然のことですが、支所を総括する、それから地域固有業務に係る予算要求、予算執行、事務執行の権限を持つということです。

それから、3番、地域委員会ですが、栃尾市さんの場合は栃尾地域委員会という名称になるかと思っております。次の79ページ、地域委員会の位置づけですが、市の附属機関という考え方です。そして、市長は地域委員会の提案、意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとするという考え方です。(3)番で地域委員会の役割をアからキまでそれぞれそれぞれ定めておりますけども、基本的にはそれぞれ地域づくり、まちづくりについてのご提案をいただく、ご審議をいただくという考え方でございます。それから、4番、委員の選任方法ですが、委員の選任方法と人数についてはそれぞれの地域の実情に応じ、地域の意見を踏まえて市長が定めるという考え方です。(5)番では委員の任期を定めておりますが、任期は2年と考えております。なお、再任は妨げないというものです。それから、6番は委員長は委員の中から互選をして選ぶと。委員長の任期につきましても、したがって委員の任期と同様であり、再任は妨げないということ、それから委員の方につきましても報酬をお支払いするという、それから(9)番では委員会の事務局は支所が行うということを決めております。

4番、支所の予算でございますが、支所は支所の区域にある施設の管理経費を初めとするいわゆる経常的な経費、それから先ほど申しました地域固有業務の執行経費、それから地域コミュニティ事業の補助金など、これらのものを支所として持つという考え方でございます。それから、次のページ、80ページでございます。予算については、支所に係る経費については一たん本庁の各部局と調整をしていただき、各部局から財政担当課に予算見積書を提出するという考え方でございます。それから、(2)番、予算配当、執行でございますが、財政担当課、財政課が予算を本庁の各部局に配当し、各部局はそれぞれの執行分を支所に再配当して、その再配当経費で事務を行っていく、事業を行っていくという考え方でございます。(3)番、ふるさと創生基金でございますが、いわゆる合併特例債により基金を造成することが認められておりますので、基金造成を行い、特例法の中では上限40億という基金が認められております。この造成を行い、その果実を運用しながら、それぞれの支所において持ち分割合を決め、その持ち分割合についてはその支所の特定財源として扱うという考え方でございます。(4)番、地域コミュニティ事業補助金ですが、これはその地域の住民の方がみずから考え、みずからこういう事業を地域のまちづくりのためにやっていきたいという考えがあった場合に、行政として補助金を出し、一緒に事業を実施していきたいと考えているものでございます。

地域自治については以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

地域自治につきまして、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（諸橋虎雄）

この地域自治のあり方を見ますと、例えば地域委員会の役割というのは非常に広範囲でありまして、すべての分野にわたっているというふうにもとれます。それから、その地域委員会の提案、また意見は市長が尊重すると、そして地域の行政運営を行うものとするというふうになっておりますので、これは大変いいあり方ではないかなと思っております。

それからもう一つは、いわゆる地域固有業務、これが長岡方式の地域自治のかなめをなすものではないかなと考えておるわけでございますけれども、この地域固有業務について要望したいことがございます。何を地域固有業務にするかということについては、この協議会では検討項目には全く入っていないようでございます。しかし、該当する事業というのは、この地域自治の趣旨からするとかなりあるのではないかと、それから特に合併当初におきましては多いのではないかなと思いますので、できるだけ地域の意向を酌み取っていただいて、財源の措置もとっていただきたいということでございます。これにつきましては、分科会とか、あるいは分科会以降につきましても、行政サイド、事務サイドで検討されて、最終的には両市長の間で決められるのではないかなと思いますけれども、我々が意見を言う場所がありませんので、特にひとつよろしくお願いいたします。

議長（森 民夫）

わかりました。6市町村では基本的には、地域固有業務についてはその固有業務に当たる条件を設定して、その条件を設定して、その条件に合うかどうかということを事務的に変更して決めた経緯があります。そのへんのところちょっと説明していただけますか。

事務局（北谷）

資料77ページをごらんいただきたいんですが、ここで支所機能、下の方でございますが、（2）、「地域固有の伝統や文化に関わるもの」、（3）、「支所で行ったほうが効果的な業務」と書いてございます。まさにこの辺が地域固有業務に該当するところでございます。例えば栃尾市が今まで独自で行ってきたほだれ祭を代表とされるそういうお祭り、イベント、文化、伝統にかかわるものがございますね。そういったもの、あるいは除雪など、よく冗談で昔言われたことがあるんですが、雪が降ったら、長岡市から除雪車が来たら、とても除雪が間に合わないなどという話もあったんですが、そういうことではなくて、本庁がやるよりも支所が直轄的に今までどおりやった方が効果的であるものなどは支所でやってもらうということでございます。そういうことを踏まえて、6市町村、5町村における地域固有業務というのは事務的には固めております。

なお、ここで、いい機会なので、申し上げますが、地域固有業務というのはいわゆる一般の行政サービス水準を、例えば栃尾市の制度を長岡市に統一すると、統一した結果、栃尾市の制度が下がると、あるいはそういう状態になったときに、それをその制度を地域固有業務にして今までどおりやらせてほし

いというものではないということをもまずご理解いただきたいと思います。先ほど申し上げました除雪とか支所でやった方がいいもの、あるいは昔から栃尾地域だけが、ほかのエリアとは違って栃尾地域だけが特に力を入れてきたもの、あるいは今後も力を入れたいもの、そういったものを地域固有業務にしようということで事務的には進めております。

以上です。

議長（森 民夫）

抽象的でおわかりにくいかもしれませんが、基本的にはそういったものに当てはまるものは積極的に地域固有業務として拾ってきたという経緯があったんで、余り大きな議論にはならなかったというのが今までの6市町村との協議の中では実態でございますので、その辺は事務的に協議をする段階で、また栃尾市さんとも事務方で検討はしますけれども、そのときにまた栃尾市サイドの方でいろいろ意見交換をして、意見を言っていていただくことは可能だと思いますんで、具体的な話の中でご要望がありゃ、また栃尾市長ともご相談いただければ。私どもの方は、理屈の立つ範囲であれば基本的に受け入れるという姿勢でございます。この二つの理屈が一応趣旨になると、こういうことです。

ほかでございますか。はい。

委員（藤崎徳康）

確認なんですけども、地域委員会というものは、新市になってから設定されるということになっておりますので、新市になってから地域委員会の中でそれぞれの固有業務について要望し、それを実施することになると思うんですけれども、合併時、そのした年度ですね。例えば合併してすぐ何十年もやっていた古来のお祭りに対して栃尾市が助成をしている場合に、そういう予算とかというのは、当然その前年度から合併の準備段階から当然含まれてくるということですね。

議長（森 民夫）

これは、準備段階から支障ないようにきちんと、合併して業務が支所に移行するということは、これはそれは期日というものが有りますから、形式的にはそうですけれども、実際支障がないように、かなり前の段階から準備をするのは間違いありません。そういう伝統的行事に支障が出るようであれば、これは問題ですから、ないようにいたします。大丈夫です。

ほかでございますか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、地域自治につきましては承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、議案第21号の新市建設計画の策定方針についてと次の議案第22号 新

市建設計画策定小委員会につきまして、一括して議題といたします。

資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、81ページ、議案第21号 新市建設計画の策定方針についてでございます。内容は83ページからになりますが、これも準備会合におきまして全く同様の資料で説明をしておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

基本的な考え方は2番のところにまとめてございます。既に長岡地域合併協議会におきまして、将来構想、それから建設計画ができております。特に将来構想につきましては任意協議会で作りましたので、栃尾市さんからも参加をいただく中で、栃尾市さんの分につきましては将来構想は既にできております。したがって、これらをベースにしながら新市建設計画をつくっていきたいというものでございます。内容としましては、長岡市と栃尾市との間で合併に必要な内容を整理をし、それを追記するような形で整理をしたいと考えるものでございます。

どういったものを追記するかということが4番のところで整理をされております。栃尾の地域においてどのような整備計画、活動を行っていくか、それからそれに伴ってどのような施策を考えていくか。なお、ここで言います施策といえますのは、新市におけるいわゆる根幹となる事業、それから根幹となる県の事業でございます。詳細の事業については、いわゆる合併後の総合計画等で策定するものでございますので、建設計画、あくまでも根幹となる事業についての施策を掲載をしていくという考え方でございます。それから、栃尾市さんが入ってこられたことによりまして、財政規模がまた大きく変わりますので、全体の財政規模を中心とした財政計画についてお示しをしたいというふうに考えております。

5番で策定手順がございますけれども、基本的に細かい部分は当然事務レベルの整理を行いますが、かなり細かい作業になりますので、基本的には小委員会を設置し、小委員会の中である程度素案レベルまで作成をしていただき、それをもとに協議会で協議をし、最終的なものにまとめていきたいと考えているものです。なお、当然のことでございますが、県事業もございまして、県にとってもこの中越地域の長岡地域の事業については関心のある部分でございますので、県協議、正式に県の協議を経ないと最終的な建設計画書にならないということをご理解をいただきたいと思っております。

それから、おめくりいただきまして、84ページ、85ページですが、これは参考資料でございます、国が建設計画を一般的にどのような位置づけにしているかということを示しているものでございます。基本的にはこれを踏まえて策定方針をつくっておりますので、ダブる部分もかなりございますが、いわゆる建設計画は合併市町村のマスタープランの役割を果たすという考え方、それから合併特例法に基づく財政支援措置を受ける場合には、この計画の作成が前提となっているということ、それから建設計画は名称が建設計画ですので、いわゆる箱物、ハード事業だけというふうに誤解をされる向きもあるのですが、必ずしもそうではなくて、ソフト事業についても当然掲載をしていくということなどがまとめら

れております。

次に、87ページ、議案第22号でございます。長岡市・栃尾市合併協議会新市建設計画策定小委員会の設置要綱についてでございます。内容については89ページでございますが、先ほど来申しておりますとおり、小委員会は設置することができるという規定がございます。そして、建設計画につきましてはかなり細かいたび重なる作業が必要となってまいりますので、ぜひ小委員会を設置し、ある程度小委員会の中で案としてまとめ、それを協議会にお諮りするような形で進めたいと考え、提案をするものでございます。この要項の中に、第3条、組織というところがございます。小委員会の委員を7人で組織をしたいというふうに考えております。内訳ですが、(1)としまして両市の助役、それから(2)としまして両市の議会もしくは住民代表の方どちらかお一人ずつ、そして(3)番としまして学識経験者の方3人、合計7人で小委員会を設置し、建設計画の素案をまとめたいと考えているものでございます。

なお、次の91ページに参考資料でございますが、小委員会を設置した場合に合併協議会本体、それから県、私ども事務局、分科会、どのような関係で建設計画をつくっていくかということをもとめたのがこれでございます。一番左上、合併協議会本体がございまして、協議会から建設計画の策定、素案の策定を付託を受ける形で小委員会を開催をいたします。小委員会で議論する際に、さらに細かい部分については32のそれぞれの分科会、それから専門の分科会において精査をいたします。それを事務局としまして連携をとりながら整理をしていくということでございます。なお、私ども事務局職員が行うより効率的な部分がございますので、その部分についてはコンサルタントの方にお任せしたいと考えております。それから、一番右上でございますが、先ほど来申しておりますとおり、建設計画につきましては必ず県協議、県との協議が終わりませんと正式なものにはなりませんので、県との協議、助言、回答、それらを受けて最終的にまとめていくという考え方でございます。

説明は以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。準備会でも議論いたしましたけれども、建設計画はやはり大変重要な、合併の目的にかかわる重要な事項でございますので、小委員会で具体的な議論をすることになるんですが、特にこの場で市長さんの方で何か建設計画につきまして基本的な考え方とかご要望等ございましたら。

委員(馬場潤一郎)

既に事務レベルでいろいろ私どもの要望も、ある程度重点的なものについてはお話ししてありますから、それらをもとにまた参考資料の法的な位置づけとも整合性をとりながら進めていただきたいんですが、栃尾市の場合はどうしても今過疎化が進んでいる中で、やっぱりにぎわいとか、あるいはまた農業振興とか農産物の振興とか、自然を生かしたいいろんなこれからの交流人口の問題だとか、特にその中でも、ソフト、ハード両方がまじるんですが、一番大きいのが高齢化対策、これについてはもう待ったが言えないような状態ですので、高齢化対策についてはもう最優先でひとつお願いしたいというようなことと、少子化対策等についても、少子化だけでない、子育てですね。これらについても、私ど

ものところがなかなかいろんな意味でまだまだ整備がずっと今までおくれていたものですから、その辺のことも配慮しながら、全体的なやっぱりこうした調整の中で、年次を特別に限定をするということではなくて、そういう重点目標を全体の新市の中で検討していただけたらいただきたいし、実施事業化していただいて、あとは事務レベル、小委員会の中で検討していただければよろしいのではないかと。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

委員の皆さん、特に何か建設計画についてご意見等、この際。

はい。

委員（諸橋虎雄）

計画の趣旨の冒頭に、長岡市と栃尾市との合併による一体性の確立、均衡ある発展を図るものとなるとなっておりますので、この二つが柱になっていくと思うんです。ですから、均衡ある発展ということになりますと、それぞれの合併前の旧市町村の発展についてもひとつ配慮していただきたいということでもありますので、今馬場市長が言いましたけれども、いろんな課題も抱えておりますので、災害もあつたり、なかなか財政的に大変ですけれども、ぜひこの辺にも配慮していただきまして、計画を立てていただきたいと、お願いいたします。

議長（森 民夫）

わかりました。

ほかに何かどうですか。そのまま小委員会で採用していただけたらとは限りませんが、委員会ですから。若い方、どうですか。

委員（藤崎徳康）

新市建設計画を考えると、すぐ考えがちになるのが栃尾市にはこんなものがあつた方がいいというふうなことを考えるんですけども、新市の建設計画なので、合併した後の新市の長岡市の中で栃尾地域がどのようなあり方であるのが一番いいのかというところをやっぱり考えていかないといけないと思いますんで、当然それぞれ今まで6市町村、今もう合併すぐしますし、栃尾を含め、あと四つ進んでおりますけれども、全体の枠の中でどのような位置づけになるのか。栃尾地域は福祉を充実させるのか、観光を重視するのかというようなところをやはり論点に進めていっていただきたいというふうに思いますし、全体では、やはり今馬場市長がおっしゃつたとおり、子育てということで、教育の面をさらに充実を図ってもらいたいと。よく陰山英男さんという百ます計算で広島尾道の小学校の校長先生が引き合いに出されますけども、そのようなほかではやっていないような教育方針、そういう環境を、全国で長岡ありというところをぜひとも構築していただきたいというふうに思います。

あと、子供の教育面からしてみると、前回の準備会のときにもお話ししましたが、スポーツというところは大変重要だと思っていますんで、ぜひとも長岡地域から全国大会にどんどんと出て、全国優勝するような学校が出てくると、また長岡市長さん表敬訪問とか、長岡市パレードとか、非常に全国的

にやはり長岡が売れますので、その辺の環境整備もよろしくお願ひしたいと思います。

議長（森 民夫）

わかりました。

長岡側から栃尾市さんを見たときに、非常に特徴といいますか、私どもから見ますと要するに福島県と接するんでありますね。これが実は非常に大きな話でございまして、それから南は魚沼市と今度接していくわけですから、魚沼方面を、いわゆる川口、堀之内からならむんじゃなくて、広神、小出の方からならむことができるという大きな話なんで、私の希望としてはそういう長岡と栃尾で完結するんじゃなくて、その向こう側をちょっと見たいという気持ちがありまして、鯉江先生も多分同じご意見でないかという気がしますが、長岡と栃尾だけで物を考えちゃいかんのね。

委員（鯉江康正）

特に産業とかについてはいいんですけども、もともと6市町村はどちらかというと産業中心で物を考えていまして、今回合併するところというのは4市町村を含めてですけども、基本的には観光とか、今藤崎委員がおっしゃられましたけど、合併の中でスポーツ振興というのは今まで出てきていないんです。唯一あったのは三島の丸太切りみたいな話だけで、今度寺泊が入ってくればマリンスポーツが入って、栃尾というのはある意味で剣道も強いですし、スキーもあるわけで、スポーツ振興というのは一つ新しいかぎになるんじゃないかなと。実際たまたま今回長岡高校の剣道部の女子が優勝しましたけど、主要なメンバーは栃尾から来ている子たちなんです。ですから、小学校のときからずっと、歴史的にもそういう武道をやるという歴史があって、非常にいい子たちが育っているわけですから、それを通じてお年寄りまでの幅広い範囲での振興というのはひとつ建設計画の中に入れていく必要があるんじゃないかというふうに痛感しています。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ほかに特にございませんか。長岡絡みでよろしいですか。

やっぱり基本的に非常に魅力的な地域だと私は思っていますから、長岡にないよさをたくさん特に観光面とか自然面で持っているんで、楽しみにはしております。ですから、その辺を小委員会ですっきり議論していただきたいというのが委員長として、会長としての希望ですけれども、ほかにございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

あと一つ気がつきましたけど、いわゆる非常に栃尾市というと、私が見るときに、団結力が強いですよ、地域的な。それがまた地域自治にもつながっていくんだと思うんだけど、その辺も少し触れてもらえるといいなと思います。非常にボランティア精神が旺盛というか、自分たちの力で頑張るんだというような部分があるように思うんです。

委員（藤崎徳康）

市長さん触れられましたんで。

もともとおわかりのとおり、江戸時代は長岡藩栃尾組ということで、長岡と全く一緒にやってきたわけですけども、歴史を振り返りますと、非常に団結強くて困ったという面があったというようなのがやっぱり歴史の中にも載ってあるとおりでございまして、また河井継之助さんが長岡から会津に落ちていかれるときも、やっぱり栃尾を通過して落ちていかれたと。そういうことで、本当に信義の厚いまじめな市民というふうなことだろうと思います。

それで、今回2回ほど会合に出ささせていただきまして、非常にお忙しいんでしょうけれども、長岡の住民代表の方の顔が2回とも全然見えておらないと。何かあったときには、やはり住民代表同士でまた意見も交わせるようなことも必要だと思えますんで、その辺のご配慮をぜひお願いしたいというふうに思います。

議長（森 民夫）

わかりました。その辺はちょっと配慮が。前の日からちょっと住民同士でお話し合いをしてもよろしいですから、この正式な場ではなく、少しかみしもを脱ぐ方がいいかもしれませんね。

はい、どうぞ。

委員（馬場潤一郎）

それで、今非常にスポーツ振興とかいろんな面で、私どものところは栃尾市は確かにこういう格技等については非常に今頑張っていますから、私もずっと長い間体協の方から一生懸命して、いいんですが、建設計画そのものの中に上がってくる要望がどうしても事業の面が中心に上がっているもんですから、我々も事務局サイドでどういう検討しているかということ、細かいソフト面というのはちょっと余り相談にあずかっていない部分もあるんですが、その建設計画の中にそういう面のソフト面とか、そういうのもずっと入っていくんですか、財政計画。

「入っています」という声あり

委員（馬場潤一郎）

その辺がそうだということを確認したならば建設計画に、事務局案でこれから検討してもら分科会とか小委員会における議論の中にもう少しくみ細かくちょっと私どもも組み入れなければならない部分も出てくるかなと思うんですが、その辺ちょっと確認だけできれば。

議長（森 民夫）

しっかりした案を出していただければ大丈夫です。時間がない部分がありますから……

委員（馬場潤一郎）

そうですね。

議長（森 民夫）

余りうやむやに方法論から始められないですけど、こういうことでという提案をきちっとしていただければ、ソフトの面も十分対応できると思います。ただ、気をつけなければいけないのは、県にお願い

する事業については早目に出さないと、正式に相談する場合にもう事実上打診しておかないとできませんから、そこだけはちょっと気をつけなきゃいけないんですが。

委員（馬場潤一郎）

県の場合は、もう振興局と大分議論しております。

議長（森 民夫）

その振興局にしても議論をしているものであれば、それはもう短時間でできると思いますけれど、また新しく出るものがあれば早目に言わないと、正式に協議する前に実質的に協議しておかないとできないかもしれませんので、そこはちょっと気をつけないといけません。いずれにしても、非常に観光資源としても魅力のある資源ですから。

委員（馬場潤一郎）

そうですね。289につながる努力は、やっぱり県の方の関連になると思うんですけど、ぜひこれから、ちょっと市長さんおっしゃったように……

議長（森 民夫）

個人的には私も4分の1は栃尾の血が流れていまして、母方の祖母が栃尾なんですけども。ということ言うと、ほかの協議会から栃尾をひいきしていると言われかねないから、あれなんですけど、そういう楽しみはちょっとございます。そんなことで。

では、ということで、議案の第21号と22号、新市建設計画につきましては承認ということでよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

策定方針でございますね、計画案でございますから。

それでは、協議事項はすべて終わりました。

事務局から何か連絡事項ございましょうか。

事務局（高橋）

はい。この後記者会見を行います。会場は、第2応接室です。両方の市長さん、それから議長さん、そろいましたら始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、次回の協議会でございますが、2月9日水曜日の午前10時から、本日と同じこの大会議室で開催をしたいと予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（森 民夫）

それでは、どうもきょうはお忙しいところをまことにありがとうございました。大変活発な議論ができてよかったと思っております。ありがとうございました。

（散会 午前11時25分）